

◎新潟県告示第293号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和4年3月18日

新潟県知事 花 角 英 世

地域区域	埋立地の区分
上越市安塚区戸沢字小田1056番の一部、1060番の一部、1061番の一部、1064番乙の一部、1065番の一部、1066番、1068番、1069番、1070番の一部、1071番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号